

新国際再生産分業としての期限付き請負家事労働
：日本の国家戦略特区における「外国人家事支援人材」

定松文（恵泉女学園大学）

2014年の「日本再興戦略（改定）」において日本人の女性の活躍のために「外国人家事支援人材」の活用がうたわれ、2016年から国家戦略特区（神奈川、大阪、東京）において、外国人が労働者として家事代行企業に雇われた請負型の家事支援を行う。

日本はILOの家事労働者条約を批准しておらず、労働基準法等において家事労働者は労働者として認められていない。しかし、日本において家事労働は歴史的に主に女性の仕事として存在し、移住家事労働者も1966年以降在日外国人のための家事労働者として日本に滞在しており、家事労働を専従として働いている人がいるにもかかわらず、直接雇用や派遣であるがゆえに労基法9条の「事業または事務所（以下「事業」という。）に使用される者」に該当しないため労働者として認められていない。今回の特区の場合、事業所に雇用されるので、労働者として認められ、送出し機関もフィリピン人が日本で労働者と認められるために参入したという。同一労働にもかかわらず、雇用形態によって労働者として認められるか否か、労働者として保護されるかどうかが大きく異なるのが今の日本の家事労働である。

さらに、今回の「家事支援」は3年という有期であり、「家事支援」サービスを利用する人は直接の指示が禁止されている請負業務である。したがって、あらかじめ利用者と家事代行業者が契約し、購入した「家事支援」サービスを行うことが家事労働者には求められる。それはマニュアル化された家事労働をするという商品パッケージであるが、常に雇用主と個別化した複数の利用者に合せることを求められる感情的な2重の従属性と、1回きりの使い捨て可能な商品として雇用の不安定化を前提とした「代補(supplement)」はここだけは譲れないという再生産の中の交換不可能な価値を変質させていく。